

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成21年3月17日(火曜日)  
午前9時30分~午前11時39分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 大 中 宏 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長  
荒 山 光 広 委 員 布 施 文 子 委 員  
佐々木 隆 義 委 員 村 上 健 二 委 員  
原 田 茂 委 員 山 本 昌 二 委 員  
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員  
秋 山 哲 朗 議 長 河 村 淳 副 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 局 長 佐 伯 瑞 絵 係 長  
佐々木 昭 治 係 長 田 畑 幸 枝 企 画 員
6. 説明のため出席した者の職氏名  
佐々木 郁 夫 総 合 政 策 部 企 画 政 策 課 長 末 岡 竜 夫 総 合 政 策 部 企 画 政 策 課 長 補 佐

午前9時30分開会

委員長（大中 宏君） どなたもおはようございます。大変お忙しいところすみません。きょうは定数と旅費・日当、それから兼職に伴う委員会の出席等、その3件について主に皆さん方のご意見をお願いしたいというふうに思います。できればまだ12月までという議長さんの一応お話でしたけど、同じことの繰り返しになりますのでできるだけ早い時期にこれを決めたいというふうに思います。各方面からもいろんな情報も出てますのでかなり煮詰まってきたんじゃないかというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは先に、今度4月4日に行われます開洞100周年記念事業と桜まつり記念イベントについて執行部のほうより、チラシの件ちょっとわかりにくい面がありましたので再度、広報等で周知徹底するということでございますので、その説明を受けたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。はい、お願ひします。

総合政策部企画政策課長補佐（末岡竜夫君） 先日の委員会で私どもの執行部からの資料、おわかりにくいということでご指摘いただきまして、本日お手元に配らせていただいております。委員長がおっしゃいました4月4日の開洞100周年式典、それから美祢市合併1周年式典、そして記念ミステリーイベント、それから桜まつりという流れで4日の日が進むわけですけど、それに従いましてこのパンフレットを若干訂正しております。表面のこちらのパンフレットでございますが、これにつきましては、先日の委員会でちょっと委員の皆さんからご指摘があった部分、この入場無料というのをちょっと下側に持って行ってあります。この変更点のみでございます。この裏に両面刷りいたしまして、こんどは4月4日イベントのご案内という形で載せてあります。この中で先程、申しました8時30分からまず秋芳洞の開洞100周年記念式典を、秋芳洞の案内所前で行います。それから移動しまして10時から美祢市合併1周年記念式典を美祢市民会館で行います。その流れで11時20分より表にこのパンフレットにあります、これのミステリーイベントを同じく美祢市民会館で行いまして、終わったところで13時から第22回の桜まつりを市役所の駐車場で行うというようなわかりやすい形でまとめました。それからその下に無料シャトルバスということで、全てがこちらの美祢市民会館のほうに会場が集合しております関係上、美東地域及び秋芳地域からシャトルバスを全部で美祢市のマイクロバス4台、28人乗り2台と35人乗りを2台といたしまして、それで来るときに3回、帰りも3回、これを

全て運行します。その時間表を載せております。このような形で4月1日号に全戸配付をこの資料をしたいというふうに現在考えております。以上でございます。

委員長（大中 宏君） はい、ありがとうございます。この件について何か皆さま方からお尋ね等、あるいはここの部分をこういうふうにしたほうがわかりやすいんじゃないかというふうなことがありましたらひとつ。これ訂正できます。

総合政策部企画政策課長補佐（末岡竜夫君） 訂正と申しますより、現在刷っている分は、刷っている分で学校関係とかそういうところ、今から終業式がございますけど、子供たちに今、刷っている分は配らしていただければと思います。これはこれで全戸配付ということで約1万1,400戸ありますけどこの分ほど増刷いたしまして4月1日の広報に間に合うように印刷したいというふうに考えております。

委員長（大中 宏君） これ私からの質問ですけど、下側に でご利用は先着順になってますって書いてありますね。これは、もし乗れなかった場合は自分の車でここまで参加してもらうという形になりますか。

総合政策部企画政策課長補佐（末岡竜夫君） はい、それ以外は、今28人乗りが2台、35人乗りが2台やっておりますので、それでも遅れてでもいいから来たいという要望があれば、待っていただければもう1便昼の間に入れるとは思いますが。

委員長（大中 宏君） はい、山本委員どうぞ。

委員（山本昌二君） 今の関連なことですが、秋吉公民館の出発がありますよね。ここまでバスに乗っていくわけですね。美東センターから乗って行って、秋芳洞の100年記念式典に参加してそして秋芳洞前を9時20分と10時20分に発するわけですが、それに乗ってもいいというわけですね。もしそれに乗れんときには、今言われたようなことも生じてくるけど、一般のバスで美祿市の桜まつりに来るということもやむを得ないということでもいいわけですね。帰りはまた市民館発が3時、5時というようになりますがそれにらせていただけるというようなことでもいいですね。

委員長（大中 宏君） 私のほうからですけど、車の絵の下側に時刻表がありますよね、あそこで下側に到着時刻秋芳洞とありますよね。あれを秋芳洞到着時刻のほうか、それか秋芳洞を括弧で囲むか。そういう形のほうが、これはその人の考え方にもよると思いますけど。それから記念式典は9時半ぐらいまで終わるんです。だいたい10時の合併1周年記念式典には間に合うようにそういう時間帯は組んであるはずですよ。はい、どうぞ。

総合政策部企画政策課長補佐（末岡竜夫君） 秋芳洞開洞100周年の記念式典の予定が8時30分から始まりまして9時に終わる予定と聞いております。となりますと9時20分の出発便で十分間に合うというふうに考えております。以上です。

委員長（大中 宏君） そういう面もちょっと入っておったほうが。8時30分から記念式典やけど、終わりが何時かというのが書いてないから。いいですか。他に。どうもご苦労様でした。

それでは続きましてこの審議事項を審査事項にあげてあります1.2.3の件について皆さま方のご協議いただきたいと思えます。まず議員の定数についてですけど、お手元に事務局のほうから資料が示してありますけど、各県下の状況、あるいは広島、島根の状況、それから最近下松、柳井がそれぞれ定数を改正したことが新聞記事に載っておりますので、これのコピーが載ってます。これと今まで盛んに人数等について各会派でそれぞれ協議されその結果がこの委員会で報告されておりますけど、一部の方を除いてほとんどの会派の方が20から18という形に報告されております。だいたいその線でまとまってきてるんじゃないかと思えますので、できれば12月まで待たなく早い時期に結論を出していかれたらというふうに思えます。この他にもきょうの新聞にも載っておりますけど、山口市議会が基本条例を制定したというので、この前の視察に行きましたときにもいろんな改革せんにゃあならんことがたくさんありましたので、それらが、みな宿題として次から次にあがってくると思えますのでできるだけ早い時期に一つ一つ片を付けていきたいというふうに思えますのでよろしくお願ひいたします。まず定数についてですけど、どなたでも結構ですけど、ご発言お願いします。さっき言いましたように20から18でどちらにしてもなぜそういうふうにするかという基本づけといいいますか、理由づけ、それが必要じゃないかというふうな意見がかなりあったと思えます。何かございせんか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 一番最初に、昨年でしたか議運でちょっと協議されましたね。そのとき私ちょっと申し上げました意見と全く同じで、いろいろ補助金等もカットされておりますし、市としても財政的にも非常に厳しい状況におかれております。それと民意が26人じゃ多過ぎると、18人ぐらいが適当であろうというようなあれもございましてけど、あの時には18から20人ということを申しあげましたが、その範囲でご検討をしていただけたらという意見を述べましたが、私の意見はそれで、そのあと我々のグループで話が出たときも、せめて18じゃのという話もございまし

た。けれどもこれはあくまでも皆さんの席での話であって希望の意見もありましたけれどもやはり18, 20ぐらいでこれから前向きに検討していただけたらというように再度申しあげます。以上です。

委員長（大中 宏君） はい、柴崎副委員長。

副委員長（柴崎修一郎君） これは、今、美祢市の場合人口から見たら山口県内では一番最後の13番目、面積から見れば6番目の広さといえますか、そういうこと考えると、人口面から考えると15名以下議員がですね、面積的なもの考えて多少プラスになると思いますので18名ぐらいが一番いいんじゃないかなというふうな感じを持っております。自分の意見としてはそういう意見です。

委員長（大中 宏君） はい、佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） きょうの進め方ですけど、さっき委員長が言われた早い時期に12月を待たずに早い時期になんらかの方針を出したいと言われるのは、この席できょう決めたいというわけですか。その辺がはっきりしちょかんとまた同じことまた続ける。やからきょう決めたいと、委員長の希望とすればそういうのがあるんならそういうふうな発言になってくるじゃろうと。

委員長（大中 宏君） できるだけほとんど皆さん方の考え決まっておると思いますので、一応全協にも、議長さんにも答申してそれから会派にも全協にも諮る必要があると思いますので、それから委員長報告として本会議でやって協議して決めていくという形になると思いますので、ここで一応原案という形になりますよね。はい、原田委員。

委員（原田 茂君） 先般から何回も何回も協議されており、また会派でも協議されておると思います。私どもの会派では一応柴崎副委員長が言われましたように人口的、面積的、また隣接の他市とを比較してやはり18ぐらいが妥当ではないかというような意見になっております。以上です。

委員長（大中 宏君） 今まではほとんどが20から18という幅が20からというか20か18ということで、今2つのあれから18とありましたけど。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） そういった美祢市の議員定数に関しては昨年来より何度も何度も先程からお話ありますように、協議してきた問題でありまして、その定数を決める上での基準と言いますか、これもはっきり皆さんが言われている人口とか面積そして

近隣、周辺市のそういった定数、またそれに加えて私はこのたび総合計画審議会において美祢市の皆さまの民意を受けるという形でアンケートを取っております。そういった中をしっかりと見ていきまして、非常に議員定数、今、美祢市の場合では非常に26というのは多いと。今またこういった景気が低迷しておる中であってしっかりとその辺を考えていくなれば美祢市の財政状況を考えていくなればほとんど9割方が18名でした。それがいいという意見ですね。私はそういうアンケートのそういった市民の皆さまの声をしっかりと受け止めて判断していく基準としては非常に大事なことでないかと考えております。20名というのもほんのわずかありましたが、逆に16名まで削減すべきというそういう厳しいあれもありました。そういったところを考えて見ますと9割以上が定数18名ということでありますので、当然私もそういったところのものをきちっと判断していけばもう18名、当面これでしっかりと決めていきたいとそのように思っております。これを今後協議してもですねどうかと思いますので、きょう、その辺をだいたい原案としてはこれで方向は決まるということをどうか委員長さん、皆さまのほうからそういったことが出ればそういう方向ということで決めていただければいいかなと思っております。以上です。

委員長（大中 宏君） 純政会いかがですか。

委員（村上健二君） 面積割の根拠というのはどうやって出すかようわからんが、一番大事なのは人口割やろうと思うし、今後の委員会構成を考えれば18ぐらいは最低限必要じゃなかろうかと思っております。

委員長（大中 宏君） 三好委員。

委員（三好睦子君） 会派で話し合いました。こんにちの情勢から見て現状維持というのは無理だろうと。極端に削減するというのはほんとに民意を反映しなくなってしまうと。合併後の地域性もありますし、そういった面で極端に減らしても民意が反映できないと。そういう面から見て人数というのは、はっきりはありませんでしたが、2人で話し合っているいろいろな言いましたけど、範囲はやはりあまり減すべきではないと、18から22の間で検討したらどうじゃろうかと、筋的には、お互いにはっきりはでませんでした、私に任すと言われたので、18から22の間で考えて、あまりにも議会運営とかにいろんな支障がきてもいけないし、一番議会で何が大事かということとは住民の皆さんの民意を反映して声をちゃんと届けるという議員の役目があるのでそれがあまり少なかったときにどうだろうかという意見です。以上です。

委員長（大中 宏君） 今の総合計画審議会のほうでも市民にアンケート取っておられてその中にもかなり議員の定数が多いんじゃないかというような意見も出てます。ですから逆に言うたら民意を反映するということになるとそういう民意を反映していかんにかあいいけんという形にもなると思います。それから先程言われました市民の声をとうんぬんありましたが、今のこれからもまだ議題にはあげてませんが、いわゆる基本条例、これの制定もこれから特に21年度のこの議運の大きな課題になってくると思います。その制定に向けても取り組むということになるといわゆる市民との対話、出前講座というのを主にやっていかんにかあいいけん。これが一番の基本になるわけですね。そういうことを考えていくと市民の声の吸い上げと言いますか、そういうのは十分できると。むしろそのほうが大事じゃないかというような形になりますので、民意うんぬんで、議員の数がうんぬんというよりも私はそのほうがいいんじゃないかと、そういうような形で取り組むように、今朝、それこそ山口市の基本条例が新聞に載ってましたので美祢も早急に取り組まなきゃいけないと、この前の視察研修の帰りにもそういうふうな話を皆さんと約束してますので議長と相談しながらそういう形のを前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。そうすると今の定数については9割方が18ということですので、この線を進んでよろしゅうございませうか。はい、それじゃ18ということで。

それじゃすいませんけどちょっと事務上の手続きの関係等がいろいろあるようですのでちょっと暫時休憩、10時10分まで休憩しましょう。

午前9時53分休憩

.....

午前10時10分再開

委員長（大中 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたしますのでよろしく願いいたします。先程宿題になっておりましたこれからの流れにつきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

議会事務局長（重村暢之君） それではこれからの方向性を申し上げます。本日のご意見をそれぞれ会派に持ち帰られまして、今一度確認をいたされまして、それから後日会派代表者会議及び議員全員協議会でまた再度確認をしていただくと。その結果を議長さんのほうに答申をいたします。その結果条例に関わるものは条例案として上程をします。そういう流れになろうかと思えます。以上でございます。

委員長（大中 宏君） はい、ありがとうございます。この件について何かご質問ありませんか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 会派への皆さんへの説明と言いますか、きょうの結果の報告はこの会期中でいいんでしょうか。（発言する者あり）早めにせんと。それをちょっと日程上のことがありますで。

議会事務局長（重村暢之君） 一応12月まで期限がありますのでできるだけ早くその流れに乗ると、きょうもそういった意見が多いものですからできるだけスムーズに流れたほうがと思いますけど、最終的には12月ということですから早い時点で6月とか9月とか可能性があればそういった時点でまた上程という可能性もあります。ですからそれぞれ会派でできるだけ早く協議を願えたらとは思っております。お願いします。

委員長（大中 宏君） 他にありませんか。それではこれは1に限ったことではありません。これから2、3の協議についてもまとめればまとめた時点で、先程、事務局のほうから説明がありましたそういう流れに従っていきたいというふうに思います。

それでは2の議員の費用弁償についての件でご発言をお願いしたいと思います。今まで廃止すべきだということと、それからいわゆる交通費、実費支給とこの2つの案でご意見が出ておったと思います。この件でどういうふうにしていったらいいかということでご発言をお願いしたいと思います。（発言する者あり）これは2,600円委員会等に出席した場合いわゆる旅費・日当として出てますよね。この件です。充て職の件は3の項の日当5,000円なりいろいろありますけど、これはまた別です。一応2,600円のほうの件です。（発言する者あり）

議会事務局係長（佐々木昭治君） 先程おっしゃいましたのは8月にございます山口県議長会が主催する議員さん方の勉強会だと思います。これにつきましては議員派遣をかけた議決を得ておりますので当然議員活動という形で見なされまして、これにつきましては、費用弁償出ております。あるいは、またそれとは別にこの費用弁償の該当になりますものは閉会中に行われます委員会、特別委員会なんかそれにつきましては費用弁償が発生しております。以上です。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 普通該当しないのが全協、会派代表者会議ですね。（発言する者あり）現在位置づけとしたら会派代表者会議それから全協、これなんか対象にな

らないという格好になっております。けどほとんどがいろんな別の会議がある中で、だいたい開かれてますので今のところあまり問題ないようなんですけど。はい、原田委員。

委員（原田 茂君） これは基本的には廃止で、実費と言いますか油代程度のものは出していただくというのが私ら会派のそういう話でございます。

委員長（大中 宏君） これはバスで行ってもこれは交通費ではありませんから旅費、日当ですから出ます。だからそこがちょっと問題になってるんです。だから、いわゆる交通費として、（発言する者あり）旅費・日当としての規定はいわゆる交通費とかいうことはあまり考えてないんです。旅費・日当って旅費がつくからおかしいけど、ほとんどは日当的な意味です。条例で書いてあるのは。（発言する者あり）今、職員でなしに議員も含むという旅費規程になっております。これにはキロ37円というのが一応基準になってます。美祢市の条例にもそういうふうに規定されております。（発言する者あり）はい、どうぞ。

議会事務局係長（佐々木昭治君） では条例のほうを読ませさせていただきます。美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の第3条の第2項にございます。前項の規定にかかわらず、議員公務に應招したときは、日額2,600円を支給する。ただし、定例及び臨時市議会應招の場合を除く。という形になっております。今現在の支給方法につきましては先程おっしゃいました議員さん方の勉強会でこちらのほうからマイクロバスに乗って行かれた場合につきましても日額2,600円をお支払いするようになっております。ただ先程、原田委員さんがおっしゃいましたのはそれを今後見直すときに交通費部分を自分が出した場合はどうするかというご提案だったとものと認識しております。

委員長（大中 宏君） （発言する者あり）それを今度旅費としてという考え方とゼロにするかという考え方。はい、副委員長。

副委員長（柴崎修一郎君） あやふやにするよりはきちっとですね、今の議員研修なんか年一回でしょ、そういうのなんか全部日当を廃止して交通費の実費だけとかそういうふうに決めたほうがいいんじゃないかと思えますけどね。そのほうがすっきりしてですね。会派としてはそういうふうな意見が多かったです。

委員長（大中 宏君） はい、佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） それはそれでいいけど、ただ問題が計算してみちゃって今、

日当が2,600円よね、これ廃止しようと。交通費の実費っていうたら遠いところやったら2,600円超える場合があるじゃろ。

委員長(大中 宏君) それは当然あります。(発言する者あり)

議会事務局長(重村暢之君) 20年度の旅費の決算につきましてご報告します。予算の現額が81万2,000円でございます。一応支出されてる金額が46万200円、ある程度半額程度ですね。一応この件名とすればやっぱり議運とか特別委員会それから議員研修、そういったものを含んでおります。以上です。(発言する者あり)

委員長(大中 宏君) これが一番問題になっておるのがいわゆる日当として議員報酬もらうのにから日当として2,600円もろうちよるじゃないかと、いわゆる議員の二重取りということが言われてるわけです。それが皆さん方にも最近、広島で費用弁償の見直しということについて新聞に出ておったのをコピーされたのを配られておりますけど、それから北海道でも札幌、これは金額が違いますけど、各地でこの旅費・日当、いわゆる日当ということになると報酬の二重取りじゃないかということでいろんな住民訴訟なりがおきておるんわけです。かなりこれの見直し等が行われて、ほとんどのところが、廃止とそれから先程ありましたいわゆる旅費、交通費、この二つに方向付けがされております。旅費とすればどういう形で出すかという基準を一応設けてもらわないといけませんので。(発言する者あり)日当については廃止するというに異議はございませんか。(発言する者あり)分けるというよりも旅費・日当という規定を今の条例を廃止して、いわゆるさっき事務局言いましたよね、いわゆる議員の費用弁償についてというこの条例第241号にあるんですいね。これに2,600円うんぬんとかありますから、今のところはさっき説明があったように、ただし定例及び臨時市議会を除くと、今、申し合わせで全員協議会とか会派代表者会議にもこれは含まれておりませんので。やからこれの条例改正をして条例第54号の中に実費弁償条例の中に1キロメートル37円という形のものもあるわけです。さっき言いました今の2,600円の条例を改正すればこれはできますから。(発言する者あり)費用弁償及び手当に関する条例というのがちゃんとありますんで、これの改正は議員提案でもできるし動議でも何でもできますんで、これは別に問題ありません。ですから日当的なことというのは、先程言いましたようにいわゆる報酬の二重取りという形で問題になってますんで早急にこれは改善する必要があると思います。ただ、それをこの前議員研修行かれたとき、八女と人吉行きたいね、そのときに人吉じゃ

ったですかいね、この分についてはゼロにしておくと、交通費は出さないと、20キロ、30キロ遠くから来られても出さないとということがありましていね。だからそういうところもあります。交通費として出しておるところもあると思います。（発言する者あり）旅費ということになれば旅費の基準を設ける一律2,000円という、（発言する者あり）だいたい普通が2キロ未満は切り捨てという形が多いです。（発言する者あり）

ちょっと事務局長のほうから条文の説明をさせますんで。

議会事務局長（重村暢之君） 旅費の関係と費用弁償このあたりのなかなかご理解が難しいかと思うんですが、先程の日額2,600円につきましては条例としましては、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の中の第3条に費用弁償というものがございます。この第2項に前項の規定にかかわらず、議員公務に応招したときは日額2,600円を支給する。ただし定例及び臨時市議会応招の場合を除くということでございます。旅費、日当につきましては美祢市職員等の旅費に関する条例この中に日当が1日あたり3,000円というものがございます。これは皆さんがよく出張されたときなんか旅費等、また1日あたりの日当が出ます。これがいわゆる3,000円。先程の2,600円と3,000円の違いはこのあたりだと思います。よろしくをお願いします。

委員長（大中 宏君） ちょっとどっちかっていうたら費用弁償という、旅費・日当という考え方ではなしに費用弁償という言葉でとられたほうが逆に言うたらわかりやすいと思うんです。これには地方自治職務を行うのに必要な費用として議員報酬とは別に議員らに支給されていると、額は自治体ごとに条例で定めると、最高裁は1990年に・・・これについては認める判断をしておるんです。ところが最近の費用弁償については逆に札幌高裁が全額市長に対して返還の請求をしたのを認めておるわけです。広島議会も去年の9月の定例会でこれを廃止するという方向でやっております。山口県はまだ大きな動きはないんですけど、県においてもやはりそういうことで。それから反対に去年の6月30日にいわゆる全国市議会議長会事務長総長の名前で、これについては標準会議規則の改正をしてきちんとしたものを条例を作っていきたいというふうなことも来ております。まだその標準条例のあれはこっち来てませんが、そういうふうな形でこの費用弁償については旅費・日当ということを、言葉で誤解を招きやすいんですけど、そうでなしに一応費用弁償という形のほうでとられたほうが

いいんじゃないかと。その改正をどういうふうにするかということをお諮りしているわけです。ちょっと、さっきの条例について資料コピーしましたのでそれを皆さま方に、しゃべるよりそのほうがわかりやすいと思いますので配付させていただきます。これさっき事務局長が報告しましたそのことがこれに書いてあるわけです。（発言する者あり）はい、佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） 廃止の方向というのが、日当ね。これと連動するのが私らが行くっつうことはないけど、議員で東京へ出張で行ったと。この分も連動するよ。こうゆうことでええんじゃない。日当はないよと。

委員長（大中 宏君） これは別に出張等のあれは別にまたあります。

委員（佐々木隆義君） それは削除せんの。費用弁償この分の2,600円は廃止しましょうと。こんど出張で東京に一泊出張行ったときの2,600円は削除するの、しないの。

委員長（大中 宏君） あれは2,600円じゃないです。あれは別に規定があるから。（発言する者あり）県下の、最近じゃないけど、去年のあれで13市の中で支給していないのが7つあります。いわゆる旅費としてやっておるのが4市。いわゆる定額でやっておるのがここと山陽小野田市。山陽小野田は2,000円、ここは2,600円ですね。そういうふうな形になってます。37円でだいたい計算するといわゆる普通決めているのが50キロ以上は4,000円で打ち切りという形なんです。だからだいたい50キロで4,000円と。20キロですと1,650円という形になります。だいたい20キロから22キロ未満で1,650円と、37円で計算した場合ですね。2キロ未満は支給しないと。2キロから4キロ未満で300円と。これぐらいの範囲内であると思います。これはいわゆる旅費として、交通費として計算した場合はです。ゼロにするか交通費として支給するかどちらかにひとつ決めたいと思います。日当は、むろんもう全員が反対ということですから。（発言する者あり）なかなか難しいでしょうけども、それは近い遠いによっても意見が分かれると思いますけど。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回の費用弁償の件はしっかりと説明もありましたし、閉会中の特別委員会、結構そんなたくさんないですけど、そういったときに2,600円いただいておりますということで、そういったところは概ね皆さん廃止して、無しでいきたいというそういう思いでもありますし、もうそういう方向で私はいいいんじゃないか

と、市民の皆さまもこの20年度のこういった費用弁償というのが今ちょっと計算すると年間で一人17,000円あると、月になおしたらその費用弁償が1,475円なるわけですね。そういった面でこういった閉会中の特別委員会、そういったところはしっかりと廃止して、市民の皆さまに往々にして二重取りになると思われるこうした費用弁償に関してはもう全員が概ね廃止ということですので、あとは例えば美東から来られるかたのその辺については、そういうガソリン代についてはここに出ておりますけれども1キロにつき37円ということでそういったところは考えていってもいいかなということで、当面いずれにしても2,600円という費用弁償はもう廃止していく方向できちっと決められたらええんじゃないかと思っております。以上です。

委員長（大中 宏君） 今日の日当的なものについては廃止の方向で全員異議ないと思います。ただそれをこんど交通費として出すか、出さないか、先程から37円と書いてますけど、この37円というのは、ただ今の旅費規程の中で37円というのが決めてあるんで、別に37円にこだわらなくても20円でも10円でもいいわけです。ただ規定の中で今一応そういうのが決めてあるということだけ考えておいていただきたいです。だから日当としてはいわゆる二重取りという形になるので金額の大小に関わらず止めるということで、これ次に旅費として支給するかしないか、支給するとすればキロあたり何円ぐらいでやるかというほうの方向で議論していただきたいと思えます。

副議長（河村 淳君） このパンフレットは、見方がおかしゅうなったらいけんけど、3条から2項、参考資料ちゅうのが別に仕切らんちゅうとおかしゅうなる。この参考資料ちゅうのはあくまでも職員の通勤手当の関係で出ちよるんじやから。上と下とこれを一緒に合算すると、議員は東京行っても何もありゃへんのと違うんじやから、その辺の理解をせんと、これ、てんで違うてくる、やから参考資料としての文は、これはあくまでも職員がここへ出てくるキロあたり37円もらいよるちゅうことやから、その辺の解釈をちょっと間違えとおかしゅうなる。

委員長（大中 宏君） これは旅費としての一つの根拠で示しただけであって、やから参考って書いちゃるわけです。（発言する者あり）

皆さんこの解釈ごっちゃにしちよってらしいですから、ごちゃごちゃにしちよってみたいならちょっと休憩をして、大変申し訳ないんですけど、ちょっときちんとした資料が出せれば出すようにして調整しましょう。それでは暫時休憩しますんで。

午前10時32分休憩

午前10時43分再開

委員長（大中 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。先程いろいろ条例等の解釈で皆さん方にかなり誤解があったと思います。旅費日当という言葉でわかりにくいところがあったと思いますので事務局長のほうより条例等について説明させていただきますのでお願いいたします。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） それでは議員の費用弁償についての関連の条例につきましてご説明いたします。今、お手元に二つの条例の写しをお配りしております。一つにつきましては、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、もう一つが美祢市職員等の旅費に関する条例というものでございます。今回、審査事項としております議員の費用弁償につきましては美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の中の第3条の第2項でございます。第3条費用弁償でございますが、第2項の前項の規定に関わらず議員公務に応招したときは日額2,600円を支給する。但し定例及び臨時市議会応招の場合は除くと、この2,600円でございます。その前段の第3条の第1項議員の費用弁償の額は美祢市職員等の旅費に関する条例括弧飛ばしまして、に規定する市長の旅費に相当する額とする。これにつきましてはもう1枚の条例の写し、美祢市職員等の旅費に関する条例でございます。2枚目に第17条日当というところがあります。日当の額は、別表の額によるということでもう1枚あけていただきますと日当1日当たり甲地、乙地、宿泊料、甲地、乙地ということで区分の欄に市長、助役、収入役、病院長という区分がございます。この中の市長の欄を適用するということで日当が1日当たり3,000円とこれは通常の出張なり、いわゆる行政視察等に行かれた時の市長の日当というものでございます。先程資料で出ました1キロメートル当たり37円、これが第16条の車賃の、元に戻っていただきまして第16条の車賃、車賃の額は1キロメートルにつき37円、これはいわゆる職員の場合ということで先程資料には参考ということで記載されてたという状況でございます。費用弁償なり旅費につきまして、なかなかご理解が難しいかと思いますが、一応説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（大中 宏君） 以上でご理解いただけましたか。この件について支給するし

ない、支給する場合はいわゆる交通費、車馬賃として支給するかどうか、この件についてもう一度議運のメンバーもなかなか理解しがたいという面がありますのでほかの議員さんもそういう感じが強いんじゃないかと思えますのでもう一度会派のほうへ持ち帰りいただきまして十分これについてはご協議していただきたいと思えます。いわゆる日当については支給しないというのは統一した見解、これには問題ないと思えます。ただ、あとの旅費として交通費として支給するかしないか、この件について会派でご協議頂きたいと思えます。それでは3番の項に参りたいと思えます。3番の項は議長さんのほうで説明していただけますか。議長さん3の項は、兼職の。

議長（秋山哲朗君） 3番目の議員が兼職となる委員の報酬についてとありますけれども、前にも申したように任期がもう3年ありますので、この3年間のうちは今ままの体制でいきたいというように思います。と申しますのも在任期間がそれぞれの委員会に在任するのが任期が2年の方もあろうし3年の方もあろうかと思えますので、なかなか今年1年でやめるということなかなかできんと思えますのでこの任期中は今まままでいきたいというのが私の考え方です。

委員長（大中 宏君） これについて皆様方ご質問等ありませんか。別にありませんか。これについても兼職どういうふうな条例基準のもとに議員がそこに出席してるかたらという一覧表をちょっとこしらえてみたいと思えますのでそれを参考にさせていただき（発言する者あり）兼職の委員会名は27の委員会というのは前に資料出されております。その中に任期が2年もあれば3年もあろうし、市章、市の木・花、選定委員会等はすでに終わりましたのでそういうのは順次消えてなくなるということですが、場合によっては、もう既になくなったところもありますし、任期が2年、3年、4年というふうにいるいろいろあると思えます。そういうようなのは、今、議長が言われたように法で定められたもの以外については、できるだけ出ないような形にすると、この委員会に出ても、これも、いろんなことが言われてますけどいわゆる議員の標準規則でなしにそういう資料の中には議員はできるだけそういうふうなものには出ない方がいいと、出ても要職に就かない方がいいというふうなことが謳われてます。今の現状はそうでなしに出たら、必ず大抵、審議会の委員なら委員長というポストに就く場合が多いんです。ですから、そういうふうになると非常に審議会としての意味がないとかいうふうなことがいわれてますので、先程議長が言われたようにこれは任期が終わり次第出ないようなすると法で定めた範囲内については、これは出る義務があ

りますので参画すると、その場合の逆に言うたらちょっとこれもおかしくなるんですけど、その場合に一般の人も含めてそれぞれいくらかの報酬が出てます。委員会によってそれぞれ違うと思いますけど、その報酬も議員として出るんであれば受け取るか受け取らないかとか、法令で定めてあります。この美祢市では三つぐらいしか、都市総合審議会とか言うのがありますけど、実際に今は設けてないんですけど、そういうふうなのも含めて法で定められたものについては、出席しなくてはいけないんですけど、参画しなくてはいけないんですけど、これについて報酬が出る場合にそれも受け取るか受け取らないか、一般の委員の方と区別するかしらないかということも併せて会派のほうで話し合いしていただきたいというふうに思います。これについて何か皆さん方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大中 宏君） ないようでしたら。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 法的な面で議員も出席する場合、審議会等あると思いますけれども、それについても例えば会長とかいろいろそういった役職から外れていくということでもいいんですかね。

委員長（大中 宏君） これは一応申し合わせのような決まりではありませんけど。（発言する者あり）任期の間は今までどおりでいくという（発言する者あり）できるだけ要職に就かないという（発言する者あり）別に決まりはないんですよ、モラルの問題（発言する者あり）はい、布施委員。

委員（布施文子君） 私どもが決めてることじゃなくて、執行部のほうでこれは議員が会長務めるということになっておりますと、初めて出て行ってなにもわからない状態で行って、すぐ会長を務めさせられるという現状がありますので、私どもが辞退するか言うことではなくて執行部のほうに委員はこういう方向であるからという報告をしておいていただかないと解決しない。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 現在、就任してる会についてはそのまま継続という形で、これから新規の分についてはできるだけ辞退すると（発言する者あり）この件については議長通じて執行部のほうにもきちんと（発言する者あり）それが望ましいという上からのそういう指導が（発言する者あり）市条例の中にやっぱり書いてるのがあるんですいね。市条例の中にどういうものについては議長が出んにゃいけんとか、議長、副議長とか議員が何人とか市条例の中にもあります。（発言する者あり）国で定めら

れちよる法的なものとし条例と両方あるんですいね。（発言する者あり）それでは事務局のほうから説明をお願いします。

議会事務局係長（佐々木昭治君） 失礼いたします。今、お配りをいたしました資料をご覧くださいと思います。3枚の紙をペーパーでございますけれどもこの見方についてご説明をいたします。先般、皆様方にお配りをしておりました議員さん方がご就任されております委員会、審議会等の内容につきましてお調べをしたものでございます。まず最初に最初の分類なんですけれどもこれにつきましては市の審議会等で市議会に委員の選出依頼があり、また議会のほうで私ども事務局で把握してるものということで書いております。まず左側のほうから見ていただきたいと思います。左側の列が番号です。2番目に根拠と書いてあります。これはこの委員の選出が委員の選出を決めてるのが、どこで決めてるかとその委員会を設置するのが法律とかではなくてその委員を委員の選出する資格を決めてる法令を決めてるのがどこかということで1番上のほうにつきましては法令、次に区分というのがございます。これにつきましては、議員を出さなくてははいけませんよと。次の3のところを見ますと学識経験者・公益代表という形で議員さんが出ていただいておりますけれども法で決まっておりますけれどもその中で学識経験者、その中に議員さんが出られてるという形の見方をさせていただきます。続きまして、右の列に移動していただきまして、名称でございます。これは委員の名称でございます。上から監査委員、青少年問題協議会委員という形になっております。続きまして、右の列、選出資格を規定している法令・条例等です。監査委員につきましては、ご存知のとおり地方自治法第196条、青少年問題協議会委員につきましては地方青少年問題協議会法第3条に選出の資格が規定してございます。続きまして右の列に移っていただきたいと思います。委員会構成でございますけれどもこれにつきましては例えば監査委員につきましては識見を有する者、もう一つは議員のうちから選任される者という形になっておりますし、青少年問題協議会委員につきましては、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員、学識経験がある者という中になっておりまして、それぞれ右隣に移動しますけれども議員さんが選出されてるのは、監査委員につきましては、議員のうちから選任される者、あるいは青少年問題協議会委員につきましては地方公共団体の議会の議員という枠の中から出られておりまして、またこれを右隣に別に移動していただきますけれども総数に対して議員数ということで監査委員につきましては2人いらっしゃいますけれどもそ

のうち1人が議員さんであるということになっております。青少年問題協議会委員につきましては現在20名の方がいらっしゃるようですけれどもそのうち1人が選出、議会のほうから出てる議員という形になっております。続きまして報酬・費用弁償の額でございます。右隣に移動していただきますけれども、これはそれぞれの金額とそれぞれ根拠条例を入れております。続きまして備考でございます。右隣に移動していきますけれども、これにつきましては、それぞれ役職等何かありましたら気付きを入れております。青少年問題協議会につきましては、現在慣例で市議会議長さんを選出しております。また、これにつきましては、会における役職はなしという形になっております。右隣に移動していただきまして、担当課名、これにつきましては私がいろいろ紹介をかけたところの担当課名を入れた状況でございます。表の見方としてはそういうことございまして、今度は縦に下りていきたいと思っております。番号3番のところご覧いただきたいと思っております。農業委員会委員でございます。これにつきましては根拠になる選出を資格してる法律は法でございます。選出の区分ですけれども議員という枠ではございまして、学識経験者あるいは公益代表という枠の中で決まってる選出の法令が農業委員会等に関する法律第12条でございます。この条文の中に委員の構成が選挙による委員、農協、農業共済組合及び土地改良区が推薦した理事又は組合員、あるいは議会が推薦した学識経験者を有する者となっております、今、議員さんが選出されておりますけれども、これというのは議会が推薦した学識経験を有する者ということで4名の議員さんが総数37名いらっしゃいますが4名選出してるという状況でございます。報酬につきましてはご覧の通りでございますけれども備考のところに移りますと会における役職はなしという状況でございます。続きまして公民館運営審議会委員という形でこれもずーと同じように見ていただきますけれども、備考のところ見ていただきたいと思っております公民館運営審議会委員、これにつきましては、各公民館によって対応が異なりまして入ってるところもありますし、入られてないところもございます。そのように対応が若干、公民館たくさんございますので違います。これにつきましては、私どものほうに紹介があるわけではなくて個別に公民館で推薦をなさってるというか選ばれているようで一応私どもで把握をしておりますのでご記入をしておりますけれども、これは法令で定められた公民館運営審議会という会でございますけれども議員さんのほうがそれぞれの資格によって選出されて出席をなさっておるという状況でございます。先程お話が若干ありましたけれども次の5番

ですか、国民健康保険運営協議会委員でございます。これにつきましては国民健康保険法第11条とかございますけれどもその中で選出する委員の選出を決めてるのが、国民健康保険法施行令第3条、第5条という形でこのようにあるという状況でございます。その中で議員さんが出られてるのが議員選出委員の資格というところをご覧くださいと思いますけれども公益を代表する委員という枠の中で、今、選ばれて出ておられるという状況でございます。これにつきましては、備考のところをご覧くださいと思いますけれども会長は国民健康保険運営協議会委員につきましては、会長は公益を代表する委員のうちから選出するということになっておりますので公益を代表する委員ということは議員さんは公益を代表する委員という形になっておりますので、おそらく委員（議員）さんも会長になれる機会があるという状況でございます。これは決まってるようです会長は公益を代表する委員から出さなくてはならないということになっておるようでございますので、こういうふうに各委員によって違いがあるということでございます。続きまして、ずーと下りていただきまして、7番美祢市萩市競艇組合議会議員、これはご存知のとおり競艇組合の関係でございます。続きまして、8番から下りていただきますけれども根拠は条例・規則・要綱という形になります。ちょっと切れておりますけれどもそういう状況で条例の中で議員さんを選出をするという形で美祢市の条例に記載があるものでございます。これにつきましては8番以降ずーとございまして16番まであるようでございます。ご覧いただけたらわかりになるかと思いますがそれぞれ状況がこのように記載をしてありますし、委員の選出方法につきましても例えば会長の選出につきましても、先程お話がありましたように互選でやるんですけれども今までの流れの中で議員さんが会長に就かれてる場合もありますし、たまたまなれる場合もあるかと思いますがそういうケースがあるということでございます。続きまして17番目ですね。これにつきましては高齢者保健福祉推進会議委員、これにつきましては美祢市の条例等で決まっておりますけれども学識経験者という資格でございますけれども、これの中で議員さんが推薦依頼がありまして学識経験者ですけれども学識経験者という枠の中で議員さんが推薦依頼がありまして選出をしてるという状況でございます。以下ずーと22までございます。23、24につきましては秋吉台観光まつり計画策定委員会委員という形でございますけれども、これにつきましては、例えば費用弁償の額のところをご覧くださいと思いますけれどもこれは無報酬というかボランティアの形で参画をして

いただいているという状況でございます。続きまして、2ページの下のほう参考、他団体から市議会に委員の選出依頼があったものということで、これにつきましては、直接、美祢市のあれではないですけど他団体ということで美祢市観光協会委員、3ページ目ご覧いただきたいと思えますけれども2のところは秋芳町観光協会委員、美祢市立老人福祉センター運営委員会委員、有線テレビ放送運営委員会委員、秋芳有線電話番組協議会という形でこちらのほうに推薦依頼が来てるものでございます。それぞれ皆違いますけれどもご覧いただけたらと思っております。続きまして、3ページの中段ですが、参考ということで法令で議員が委員となるよう定められている市の審議会等で、未選出のものということでこれにつきましては民生委員推薦会委員、都市計画審議会委員という形になっております。また下のほうに一番下の欄でございますけれども条例等で設置が定められた審議会等で、市議会議員を委員として選出予定であるが、未選出のものという形で以下委員会委員の名前が記載されております。以上長くなりましたけれども先程議長のほうからお話のありました法令で必ず議員が出なくてはいけないものはどれかといいますと最初に申し上げました1ページ目の1番、2番、監査委員と青少年問題協議会委員、3ページ目のまだ未選出でございますけれども中段にございます民生委員推薦会委員、2番の都市計画審議会委員でございます。以上でございます。

委員長（大中 宏君） 以上でだいたいお分かり頂けたと思えますけど帰ってゆっくり読んでくださいませ。これについては先程議長が言われましたように決められておるものについてはこれは義務付けですから出席はしますけどその他についてはできるだけ任期を満了すれば就かないというふうな方向でということですよ。以上の件について三つの項目についての協議は終わりましたが、先程言いましたように会派で持ち帰られまして一つ十分ご協議頂きたいというふうに思います。そのほか皆さん方のほうで何かございませんか。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） その他のほうでいいですか。

委員長（大中 宏君） はい。

委員（荒山光広君） 今、本会議中でございましてそれぞれ常任委員会も済みましたが、委員長の報告の件なんですけど今回特別委員会等もたくさんあって最終日の委員長報告が非常に多いということでそれぞれの常任委員長さんご相談ですけども執行部の説明の部分ですね、議案の、その辺についてはちょっと割愛をしていこうかなと

いうふうに考えてますけどどうしても補足で必要な部分はいれなくてはいけないと思うんですけど執行部の説明については、項目だけ入れてあと議論の部分を報告していくということで統一といいますか、足並みをそろえたいと思いますけどいかがでしょうか。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 委員長報告今まで長すぎますので少し纏めてという形ですね、これも一つの議会改革じゃないかと思えますけど、また事務局と打ち合わせされて十分。そのほかありませんか。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） ちょっと訂正をさせていただきます。先程議員の費用弁償の項目の時に美祢市職員等の旅費に関する条例の写しをお配りいたしました。区分欄で市長、助役、収入役、病院長と申しあげましたけど、市長、副市長、病院長と改正されておりますので大変申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

委員長（大中 宏君） ないようでしたらこれで終わりたいと思います。どうも大変お疲れでございました。ご苦労様でした。

午前 11 時 39 分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 21 年 3 月 17 日

議会運営委員長

